

## 試験会場へのアクセス



### そよ風学舎福岡校

〒810-0004  
福岡市中央区渡辺通4丁目9-18 福酒ビル3F



### そよ風学舎熊本校

〒860-0805  
熊本市中央区桜町4-10 甲斐田ビル4F



### そよ風学舎鹿児島校

〒890-0053  
鹿児島市中央町16-5 MackenBLDG.6F



2026年度転入学・編入学  
2027年度新入学

## 募集要項

[お問い合わせ先]

やまと高等学校熊本事務所

096-342-4923 (平日 9:00~17:00) / 0120-333-053 (平日 9:00~17:00) / 080-8816-2702  
万一、この募集要項に誤りがあった場合、本校のホームページに正誤表を掲載することで訂正します。

<https://yamato-hs.ed.jp/>

広域通信制やまと高等学校  
やまと高等学校学習等支援施設そよ風学舎

広域通信制 やまと高等学校は、学校設置会社であるエネルギープロダクト株式会社が2021年8月に構造改革特別区域法12条に基づき山都町から認可を得て設置した学校教育法第1条の高等学校です。

## 出願書類一覧

	2027年度 新入学の方 ・2027年3月中学校卒業見込の方 ・中学校卒業後、高等学校又は高等専修学校高等科課程に入学していない方	2026年度 転入学の方 (高校在学の方)	2026年度 編入学の方 (高校を退学された方)
	【出願者が作成するもの】 A 入学願書兼誓約書(新入生用)(p.7)	【出願者が作成するもの】 A 入学願書兼誓約書(転入学生・編入学生用)(p.8)	【出願者が作成するもの】 A 入学願書兼誓約書(転入学生・編入学生用)(p.8)
	【在籍校が作成するもの】 P 調査書(p.9) ※調査書は卒業証明書でも構いません。	【在籍校が作成するもの】 Q 転学照会(p.10) R 成績単位修得等証明書(p.11) S 在学証明書(現在の学校で発行) T 教育課程の写し	【旧在籍校が作成するもの】 R 成績単位修得等証明書(p.11)
そよ風学舎入校希望の方	<input type="checkbox"/> そよ風学舎入校届出書(p.14) ※そよ風学舎はやまと高等学校の学習等支援施設です。そよ風学舎への入校は任意ですが入校されることをお勧めします。入校希望日前までに「そよ風学舎入校届出書」を提出ください。		
入学試験検定料振込先	[振込先] 肥後銀行 東京支店 普通 1146432 エネルギープロダクト株式会社やまと高等学校(エネルギープロダクト(カ)ヤマトコウトウガッコウ) [入学試験検定料] 10,000円 (依頼人名は <b>出願者名でお振り込み</b> ください) ※振り込み証明書等のコピーを願書の裏面に添付してください。		
送り先	〒860-0805 熊本市中央区桜町4-10 甲斐田ビル1F やまと高等学校熊本事務所 電話番号 096-342-4923		

□、Q、Rの様式(デジタルファイル)は本校WEBページ<https://www.yamato-hs.ed.jp>にございます(各校の様式でも構いません)

## 新入学、転入学、編入学の流れ



# やまと高等学校 新入学、転入学、編入学 生徒募集要項

※既に納入した入学試験検定料、入学金、施設充実費、教育充実費、授業料等の生徒納付金は返還しません。ただし、特別な事情がある場合は除きます。  
 ※ご不明の点は「やまと高等学校熊本事務所」にお問い合わせください。0120-333-053

	新入学	転入学	編入学	備考
出願資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2027年3月中学校卒業見込の方</li> <li>・中学校卒業後、高等学校又は高等専修学校高等科課程に入学していない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校在籍中の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を中途退学した方</li> </ul>	
提出書類	㊦ 入学願書兼誓約書（新入生用は p.7、転入学生又は編入学生用は p.8）			いただいた個人情報の保護については p.16 より適切に管理します。
	㊧ 調査書（p.9）（在籍中又は在籍した学校の書式でも可） ※卒業から一定期間が経過し、調査書の作成が不可能な場合、「卒業証明書」を作成してください。	㊨ 転学照会（p.10） ㊩ 成績単位修得等証明書（p.11） ㊪ 在学証明書（在籍校で発行） ㊫ 教育課程表の写し	㊬ 成績単位修得等証明書（p.11）	㊭、㊮、㊯の様式は本校のWEBページからダウンロードできます。各学校の様式の成績単位修得等証明書でも構いません。各学校の様式を使用される場合、就学支援金の申請で、年度毎の履修単位の合計が必要ですので、備考欄に記入ください。
入学試験検定料	10,000円			
納入方法	右に示す肥後銀行東京支店の本校口座に、上記入学試験検定料を出願前にお振り込みください。 「振込受領書」は入学願書兼誓約書の裏面に貼り付けてください。			肥後銀行 東京支店（311） 普通預金 口座番号 1146432 エネルギープロダクト株式会社 やまと高等学校
出願方法	上の「出願者が準備するもの」、㊦の書類を出願用のレターバックプラスに入れ、右の住所に郵送ください。（書類は折り曲げないでください）		〒860-0805 熊本市中央区桜町 4-10 甲斐田ビル1階 やまと高等学校熊本事務所 入学試験係	入学試験検定料はいかなる場合も返還いたしません
出願期間	2026年10月1日～2027年3月31日	随時受け付けています。ご相談ください。		
入学試験日時	出願書類受付後、原則10日以内に受験者と打ち合わせの上決定し、受験者と在籍中学校へ通知します。	出願書類受付後、原則10日以内に受験者と打ち合わせの上決定し、受験者へ通知します。		
試験会場	最寄りの学習等支援施設「そよ風学舎」（福岡校、熊本校、鹿児島校）を原則とする。			アクセス等は裏表紙をご覧ください。
選考方法	書類審査及び面接試験			
可否通知	入学試験後、原則として10日以内*に出願者本人及び在籍校に可否を通知し、合格者には入学手続きに必要な書類を送付します。			*10日以内は土、日、祝、年末年始を除きます
留意点	可否通知に同封する「入学手続案内」をご覧ください。	学習する上で、タブレット端末又はPCが必要ですのでご準備ください。		



〈記入上の留意点〉

転入学・編入学 成績単位修得等証明書

※デジタルデータ (MS-Excel) は本校WEBにあります。

ふりがな		生年月日	西暦	年	月	日生
氏名						
現住所	〒 ( ) ( ) ( ) 電話 ( ) ( ) - ( ) ( ) - ( ) ( )					
学籍の記録	西暦 年 月 日 入学・転入学・編入学 (第 学年) ( 制課程) 西暦 年 月 日 退学・在学中 (第 学年) <b>在籍期間内に休学がある場合記入してください。</b> *休学 西暦 年 月 日～ 年 月 日 [休学期間中の就学支援金の受給] 【有・無】 [休学期間中の就学支援金の受給が無しの場合の受給停止期間 西暦 年 月 日～ 年 月 日] 技能教育施設・高等専修学校等の名称 *就学 <b>貴校に入学する前に在籍していた学校がある場合記入してください。</b> 学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日 前在籍校1: 高等学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日 前在籍校2: 高等学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日					

教科	科目名	年 (年度)				修得単位数	科目名	年 (年度)				修得単位数
		履修単位	履修単位	履修単位	履修単位			履修単位	履修単位	履修単位	履修単位	
国語												
地理歴史												
公民												
数学												
理科												
保健体育												
芸術												
外国語												
家庭情報												
総合的な学習の時間												
総合的な探究の時間												
合計												

上記のとおりであることを証明します。 西暦 年 月 日

学校名

校長名 校印 記載責任者名 印

貴校に入学する前に在籍していた学校がある場合は、その内容も記入してください。また、記入欄が不足する場合は、本書をコピーしてご利用ください。

やまと高等学校

※

入学願書兼誓約書 (新入学生用)

西暦 年 月 日

このたび、貴校への入学を志願いたします。入学を許可されましたならば、貴校の学則をはじめ諸規程を堅く守るとともに在学中の本人に関わる一切の責任は、保護者（保証人）が連帯して負うことを誓約します。

受験会場 (○で囲む)	福岡校	熊本校	鹿児島校	リモート		
出願者	ふりがな				写真貼付欄 (縦4cm×横3cm) 1.上半身・正面・脱帽 2.最近3カ月以内に撮影したもの 3.写真の裏面に氏名・生年月日を記入すること	
	氏名					
	生年月日	西暦	年	月	日生	満 ( ) 歳
	住所	住民票と同じ住所をご記入ください。 〒 —				
現住所	※住民票と現住所が異なる場合はご記入ください。 □住民票住所と同じ					
	〒	—				
TEL	—	—	携帯	—	—	
学歴	立	中学校	年	月	卒業 (見込)	
保護者・保証人	ふりがな				(続柄)	
	氏名				⑧	
	TEL	—	—	携帯	—	
主な連絡先	ふりがな				(続柄)	
	氏名	□保護者・保証人と同じ				
	TEL	—	—	携帯	—	
個人情報の取扱 (○で囲む)	※やまと高等学校に入学するにあたって、「個人情報の取扱いについて」(p.15)の内容について			同意する ・ 同意しない		

【記入上の注意】  
※ 黒のインク又は黒のボールペンを使用し楷書で記入すること。「消えるボールペン」の使用は不可。

## 入学願書兼誓約書 (転入学生・編入学生用)

西暦 年 月 日

このたび、貴校への入学を志望いたします。入学を許可されましたならば、貴校の学則をはじめ諸規程を堅く守るとともに在学中の本人に関わる一切の責任は、保護者(保証人)が連帯して負うことを誓約します。

受験会場 (○で囲む)	福岡校	熊本校	鹿児島校	リモート	
入学希望日	年 月 日	入学区分 (○で囲む)	転入	編入	
出願者	ふりがな	写真貼付欄 (縦4cm×横3cm) 01. 上半身・正面・脱帽 02. 最近3か月以内に撮影したもの 03. 写真の裏面に氏名、生年月日を記入すること			
	氏名				
	生年月日				西暦 年 月 日生 満( )歳
	住所	住民票と同じ住所をご記入ください。 〒 —			
	現住所	※住民票と現住所が異なる場合はご記入ください。 <input type="checkbox"/> 住民票住所と同じ 〒 —			
	T E L	— —	携 帯	— —	
	学 歴	立	中学校	年 月 卒業	
	立	高等学校	年 月 入学 年 月 (在籍中・転学・退学)		
保護者・保証人	ふりがな	(続柄) Ⓜ			
	氏名				
住所電話番号	〒 — 電話番号( )-( )-( )				
主な連絡先	ふりがな	(続柄) Ⓜ			
	氏名				
住所電話番号	〒 — <input type="checkbox"/> 保護者・保証人と同じ 電話番号( )-( )-( )				
個人情報の取扱 (○で囲む)	※やまと高等学校に入学するにあたって、「個人情報の取扱いについて」(p.15)の内容について			同意する ・ 同意しない	

この面に振り込み証明書等のコピーを添付してください。

新入生用

※各学校所定の様式でも構いません。

## 調査書

やまと高等学校

この面に振り込み証明書等のコピーを添付してください。

学籍 の 記 録	ふりがな											生年月日	西暦	年	月	日生
	氏名											西暦	年	月	日	卒業・卒業見込
	〒	〒														
学業 成 績 の 記 録	評 定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				備 考		
	第1学年															
	第2学年															
	第3学年															
総合的な学習の記録																
第1学年					第2学年					第3学年						
総合所見																
出 欠 状 況 の 記 録	学 年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	欠席日数	出席日数	欠席の主な理由										
	第1学年															
	第2学年															
	第3学年															
特 別 活 動 の 記 録																
上記の記載事項に誤りのないことを証明します。 西暦 年 月 日																
学校名			中学校			所在地			電 話			FAX				
校長名					公印		記載責任者名			印						

第 号  
西暦 年 月 日

やまと高等学校長 様

高等学校

校長 印

### 生徒の転入学について（照会）

標題のことについて、下記の生徒及び保護者から貴校への転学を希望する旨の願いがありました。転学についてご審査くださいますよう、関係書類を添えて照会いたします。

#### 記

1 課程・科・学年（課程は○で囲んでください）

（ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ） 課程  
（ ） 科 第 学年

2 生徒氏名

ふりがな

氏 名

3 生年月日

西暦 年 月 日生

4 転入学希望日 西暦 年 月 日（やまと高等学校への入学希望日を記入してください）

5 転学理由

#### 添付書類

（1）成績単位修得等証明書（現在履修中の科目の単位数も括弧書きで記入してください。）

（2）在学証明書

（3）教育課程表の写し（在籍期間中のもの）

## 転入学・編入学 成績単位修得等証明書

※デジタルデータ (MS-Excel) は本校WEBにあります。  
各学校所定の様式を使用される場合、就学支援金の申請で年度毎の履修単位の合計  
が必要ですので、備考欄等に記入ください。

ふりがな			
氏名	生年月日	西暦	年 月 日生
現住所	〒 ( ) - ( ) 電話 ( ) - ( ) - ( )		
学籍の記録	西暦 年 月 日 入学・転入学・編入学 (第 学年) ( 制課程) 西暦 年 月 日 退学・在学中 (第 学年) *休学 西暦 年 月 日～ 年 月 日 [休学期間中の就学支援金の受給] 【有・無】 [休学期間中の就学支援金の受給が無しの場合の受給停止期間 西暦 年 月 日～ 年 月 日] 技能教育施設・高等専修学校等の名称 *就学支援金を技能教育施設在籍中から受給していた場合は記入してください。 学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日 前籍校1: 高等学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日 前籍校2: 高等学校 ( 制課程) 西暦 年 月 日～ 年 月 日		

各教科・科目学習の記録

教科	科目名	年 (年度)				修得単 位計	科目名	年 (年度)				修得単 位計
		履修 単位	評定	修得 単位	履修 単位			評定	修得 単位	履修 単位	評定	
国語							保健 体育					
								芸 術				
地理 歴史							外 国 語					
								家 庭 情 報				
数 学							総合的な学習の時間 総合的な探究の時間					
理 科												
							合計					
出席の記録 学年 授業日数 出席停止・退学等の日数 出席しなければならぬ日数 欠席日数 出席日数 備考 年 年 年 年							特記事項 ・原級留置 有 ・ 無					

上記のとおりであることを証明します。  
学校名

西暦 年 月 日

校長名

公印

記載責任者名:

印

## そよ風学舎の利用及び受講料等

そよ風学舎はやまと高校の学習等支援施設です。利用は任意ですが、やまと高校に在籍の方のみ、利用できます。そよ風学舎に通学できない方、自宅等から受講したい方を対象としたリモート校も利用できます。リモート校に所属するには、自宅等の利用場所にタブレット端末又はPCとインターネット回線が必要です。

		週5通学プラン	週2通学プラン	リモートプラン
福岡校通学プラン 熊本校通学プラン 鹿児島校通学プラン	入校料	30,000円	30,000円	30,000円
	施設充実費	40,000円/年	40,000円/年	—
	基本受講料	360,000円/年 (30,000円/月)	240,000円/年 (20,000円/月)	180,000円/年 (15,000円/月)
	初年度納入金	430,000円/年	310,000円/年	210,000円/年
	翌年度以後納入金	400,000円/年	280,000円/年	180,000円/年

- ① そよ風学舎の「月々の基本受講料」は、長期休業、臨時休業、面接指導日、試験日を除く「そよ風学舎開講日」を12で割ったものです。
- ② 納めた入校料、施設充実費、基本受講料、講座受講料等は返還いたしません。
- ③ 入校料、施設充実費については、指定の期日までに納入をお願いします。  
基本受講料については、一括払い、又は前期・後期の2回払いです。
- ④ 前期・後期ごとにプラン変更が可能です。
- ⑤ 6ヶ月納入のご確認ができない場合、そよ風学舎の利用停止とさせていただきます。
- ⑥ そよ風学舎を利用される場合、p.4 やまと高校の校納金とは別に上記の利用料が必要です。

プラン 各プランの内容	週5通学 プラン	週2通学 プラン	リモート プラン	備考
① 養護教諭による健康指導	○	○	リモート	
② カウンセラーによる面接	○	○	リモート	
③ 進路相談・学習相談	○	○	リモート	
④ 添削課題指導のための授業受講	○	○	リモート	
⑤ 講座の受講	○	リモート	リモート	※講座の受講は任意です。 ※講座の受講料は別途必要 です。 ※そよ風学舎の生徒は講座 受講料の割引があります。
⑥ ④の録画動画の視聴	○	○	○	
⑦ リモート参加	○	○	○	

## 学費サポート

### ■奨学金・各種教育ローン

やまと高等学校及びそよ風学舎では経済的に就学が困難な方に対して、奨学金や各種教育ローンをご案内しています。

- ・奨学金制度  
各団体により募集期間や手続きが異なります。詳しくは各団体窓口もしくは役所等にお問い合わせください。
- ・国の教育ローン  
公的な制度として日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があります。  
詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。(https://www.jfc.go.jp)
- ・学費サポートプラン  
当学校指定の教育ローンをご案内しています。  
詳しくはお問い合わせください。



※

※印の欄には記入しないでください。

## そよ風学舎入校届出書

### 【記入上の注意】

黒のインク又は黒のボールペンを使用し楷書で記入すること。  
「消えるボールペン」の使用は不可。

西暦 年 月 日

プラン選択	<input type="checkbox"/> 週5日通学プラン <input type="checkbox"/> 週2日通学プラン(火・木) <input type="checkbox"/> リモートプラン	入校希望月	年 月
通学場所等	通学プランの方は通学場所を○で囲んでください(福岡校 熊本校 鹿児島校)		
届出者(生徒)	ふりがな	写真貼付欄 (縦4cm×横3cm) 01. 上半身・正面・脱帽 02. 最近3か月以内に撮影したもの 03. 写真の裏面に氏名、生年月日を記入すること	
	氏名		
	生年月日		
	現住所	〒 —	
	TEL	— —	携帯
保 護 者	ふりがな	(続柄)	
	氏名	Ⓜ	
	電話番号	— —	
住所	〒 — ※届出者と同じ場合は、記入の必要はありません		
主な連絡先	氏名		
	電話番号	— —	続柄( )
同意事項	<input type="checkbox"/> やまと高校の校納金とは別にそよ風学舎の受講料等(p.12)の納入が必要であることについて確認し、了承します。 <input type="checkbox"/> そよ風学舎の受講料等の納入が確認できた後、利用可能であることを確認しました。 <input type="checkbox"/> そよ風学舎の受講料等が未納の場合、利用が即日できなくなることを了承します。		
基本受講料の納入方法	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 前期・後期2回払い ※入校届出書を受領後、納入について案内をいたします。案内に沿って指定の期日までに必ず納入ください。納入後に利用できます。		

# 個人情報の取扱いについて

やまと高等学校  
やまと高等学校学習等支援施設「そよ風学舎」

当校は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、学校設置会社エネルギープロダクト株式会社個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）などの関連する法規類及び各種指針に従い、当校が生徒、保護者及び入学志願者等の個人情報を取得及び利用するにあたっての取扱いについて、以下のとおり定めます。

## 1. 個人情報保護に対する当校の基本姿勢について

当校は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを遵守するために「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を定め実行します。

## 2. 個人情報の利用目的について

当校が取得及び保有する個人情報は、以下の目的に利用します。

- (1) 入学者選考及び入学手続のため
- (2) 授業・試験・成績処理・学習指導生活指導・進路指導など在学生の教育及び校務のため
- (3) 学納金、学校行事、指導状況その他生徒に関する情報についての本人・保護者・保証人への連絡のため
- (4) 学籍簿・出席簿・成績判定など在学生及び卒業生に関する情報管理のため
- (5) 卒業証書その他申請に伴う書類等の発行のため
- (6) 以下のような場合において個人情報保護規程に沿って第三者へ提供又は開示するため
  - ① 学業成績・出席状況・指導状況・健康に関する必要な情報を生徒本人が在籍する通信制高校へ提供する場合
  - ② 通信制高校のスクーリングに参加する場合の航空券手配、バスの手配、タクシーの手配等において、旅行会社や航空会社等に必要な情報を提供する場合
  - ③ 進学試験・就職試験の可否をできるだけ匿名化した上で、後進の在学生に対し、進路指導用資料として配布する場合
  - ④ 別に定めるところにより、事前に生徒本人・保護者が同意した条件で、在学生の授業・部活動・各種行事の様子等の記録を教育活動及び学内外への広報のために学内報・アルバム・学校案内・広告・募集要項又はウェブページ等に掲載して開示する場合
  - ⑤ 同窓会に生徒等の進学先や就職先の情報を書面又は電子情報等で提供する場合
  - ⑥ 奨学団体に当該団体が支援する奨学生の成績等を書面等で提供する場合

## 3. 個人データの正確性の確保について

当校は、取得及び保有する個人情報の利用範囲内において、訂正又は追加等のメンテナンスを行うために情報を取得し、正確性・最新性を確保する努力をします。

## 4. 個人情報の処理に係る外部委託について

当校が取得及び保有する個人情報は、その利用目的の実施に必要な範囲において業務委託先に預託することがあります。当該委託にあたっては、当校と同等に個人情報保護水準を十分に満たしている業務委託先を選定し、機密保持契約を締結するとともに、適切な管理監査を行います。

## 5. 個人情報の安全管理措置について

当校が取得・保有する個人データについては、管理者を選任して管理にあたらせるとともに、当校の教職員等が個人データを取り扱うにあたっては、個人データの安全管理が図られるよう、当該管理者によって当該教職員等に対する必要かつ適切な監督を行います。加えて、当校が管理する個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよう、また、利用する必要がなくなったときは遅滞なく消去するよう努めるとともに、その漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。  
※当校が開設しているウェブページでは他のウェブページへのリンクを張ることがありますが、当校以外のウェブページにおける個人情報の取扱いについては、当校は責任を負いません。

## 6. 保有個人データの開示、訂正又は利用停止について

当校の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、当校の保有個人データを個人情報保護規程の規定により、合理的な範囲で開示、訂正又は利用停止等を承ります。その場合、所定の請求書の提出及びその個人情報が本人であることを証明する資料(代理人の場合は代理人であることを証明する資料)の提示を求めることがあります。開示請求の場合は、別途定める開示手数料を申し受けます。利用停止については、本人から、本人の個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により取得されたものである理由により、その利用の停止を求められた場合には、必要な調査を行った上で、その結果に基づき個人情報の利用停止等を行い、本人に通知します。

## 7. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口

やまと高等学校 096-342-4923

<p>やまと高等学校学則(抜粋)</p> <p>令和8年 2月26日一部改正</p>
--

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に則り、通信制(広域)の高等学校として、心身ともに健全で知性及び情操の豊かな青少年の育成を目的とする。

課程名	学科名	修業年限	学年相当定数	定数	備考
単位制による通信制課程(広域)	普通科	3年以上	400人	1200人	学級定員35人・共学

(名称及び位置)

第2条 本校は、やまと高等学校と称し、熊本県上益城郡山都町滝上223 に置く。

(課程及び定員等)

第3条 本校の課程、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

施設の名称	位置	定員
そよ風学舎熊本校	熊本市	256人
そよ風学舎福岡校	福岡市	100人
そよ風学舎鹿児島校	鹿児島市	100人
そよ風学舎九段校	東京都千代田区	35人

2 通信教育を行う区域は、熊本県、福岡県、鹿児島県を含む 47 都道府県とする。

3 本校の設置者は、通信教育連携協力施設として、次表のとおり学習等支援施設(以下、「そよ風学舎」という)を設ける。

(入学及び卒業の時期)

第4条 本校は学期の区分ごとに、入学又は卒業を認定する。

(学期)

第5条 学期は2学期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- 土曜日及び日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 創立記念日7月20日
- 夏季休業日7月21日から8月24日まで
- 秋季休業日10月 1日から10月7日まで
- 冬季休業日12月25日から1月 7日まで
- 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
- 学年始休業日 4月 1日から4月 6日まで
- その他校長が指定する日
- 臨時休業日(非常災害その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に休業日とすることができる。)
- 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に学習指導等を行うことがある。

### 第2章 教育課程

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、別表1(省略)に定める教科、特別活動及び総合的な探究の時間により編成する。

2 本校における各科目の年間に規定された単位の履修期間は、学期の区分、半年又は1年とする。

(添削指導)

第8条 高等学校通信教育規程(昭和31年文部省令第33号)の定めにより添削指導を行う。

2 各教科・科目の添削指導回数は、別表1(省略)に定める回数を下回らない範囲で、生徒の履修実態に合致するように、年度毎に別に定める。

(面接指導)

第9条 高等学校通信教育規程の定めにより面接指導を行う。

2 各教科・科目の面接指導回数は、別表1(省略)に定める回数を下回らない範囲で、生徒の履修実態に合致するように、年度毎に別に定める。

3 生徒が放送その他の多様なメディア等による学習を行う場合においては、校長の定めるところによって、面接指導の一部を免除することができる。

4 面接指導は、構造改革特別区域法の定める区域内にある本校及び区域内の校外施設で行う。

(試験)

第10条 高等学校通信教育規程の定めにより、履修する各教科・科目について適切な時期に試験を行う。

2 試験は、構造改革特別区域法の定める区域内にある本校で行う。

### 第3章 入学、退学、転学、休学及び留学等(入学資格)

第11条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 文部科学大臣の指定した者
- 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第12条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより入学選抜を行うものとする。

(出願手続)

第13条 入学志願者は、入学願書、入学検定料及び必要書類を指定期日までに校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第14条 入学の許可は、校長がこれを行う。

(入学手続)

- 第15条 入学選抜の結果、入学を許可された者は、許可のあった日から校長が別に定める期日までに、別に定める入学の手続きをとらなければならない。
- 入学を許可された者に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは後見人(以下「保護者」という。)は、保証人が連署した入学保証書を校長に提出しなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が未成年者の場合、在学保証書に替わり保証人が連署した誓約書を提出するものとする。保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 校長は、保証人が適当でないときに変更させることができる。保護者若しくは保証人が死亡し、又はその要件を欠いたときは、改めて在学保証書又は誓約書を提出しなければならない。生徒、保護者、保証人が転居し、又は氏名を変更した場合には、保護者(生徒が成年者の場合は本人)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(転入学)

第16条 他の高等学校から転入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状、在学証明書、成績及び単位修得証明書に、入学願書及び入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2 転入学を許可された者は、前条各項に準じて入学の手続きをとらなければならない。

(編入学)

第17条 編入学しようとする者は、前在籍高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書に、入学願書及び入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2 編入学を許可された者は、第15条各項に準じて入学の手続きをとらなければならない。

(退学、休学、留学、復学及び再入学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、その理由を具し、保護者(成年者の場合は本人)と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって、1月を超えて休学しようとするときは、その理由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 校長は、前項の休学の願い出があったときは、2年以内の期間で休学を許可することができる。
- 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 校長は、退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、再入学を許可することができる。

(転学)

第19条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者(成年者の場合は本人)と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出校停止)

第20条 校長は、伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対し、学校保健安全法の定めるところにより出校停止を命ずることができる。

(除籍)

第21条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒について除籍することができる。

- 生徒の死亡
- 第18条に定める休学の期間を過ぎた者
- 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに生徒納付金を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

### 第4章 学習の評価、単位の認定及び卒業

(学習の評価及び単位修得)

第22条 履修教科・科目について、添削指導及び試験の成績が合格基準以上で、所定時間の面接指導を受けているときは、当該教科・科目の単位修得を認定する。

- 添削指導又は試験の成績が不合格のときは、再度添削指導又は試験を受けることができる。
- 履修教科・科目により、分割履修し単位を認定することができる。
- 添削指導及び試験の合格基準及び分割履修の基準は別に定める。

(学校外における学修による単位の修得)

第23条 校長は、各号のいずれかに該当する場合、学校外における学修の成果をもって単位を認定することができる。

- 生徒が過去に在学した高等学校において一部の科目の単位を修得しているときは、校長の定めるところにより、その教科・科目の単位を修得したものと見なすことがある。
- 第18条第7項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修と見なし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、修得した単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができる。単位数の上限は、学校間連携による単位の修得は合わせて36単位までとする。
- 次に掲げる、生徒の大学、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)等における学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 大学、高等専門学校における科目等履修生、研究生、聴講生としての学修
  - 専修学校の高等課程における学修、専門課程における科目等履修生、聴講生としての学修
  - 専修学校の高等課程・専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附带的教育事業における学修
  - 大学が開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修(高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。)
- 校長は、生徒の知識及び技能に関する審査に係る学修を高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、高等学校教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。
  - 審査を行うものが国又は民法第34 条の規定による法人その他の団体であること
  - 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること
  - 審査が全国的な規模において、毎年1 回以上行われるものであること
  - 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

3 校長は、生徒の次の各号に掲げるボランティア活動等に係る学修について、高等学校教育に相当する水準を有すると認めたものに限り、科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- ボランティア活動
- 就業体験(インターンシップ)
- スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの
- 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)の定めるところにより合格点を得た試験科目同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)に係る学修(当該生徒が入学する前に行ったものを含む。)を科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 校長は、生徒が在学中又は入学前の高等学校の別科における学修のうち、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、それに相当する高等学校の科目の履修とみなし、科目の単位として認定することができる。

6 校長は、生徒が、他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程又は通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を全課程の修了に認めるに必要な単位数のうちに加えること

ができる。

(卒業)

第24条 次の各号の要件をすべて満たしたときは、卒業を認定し卒業証書を授与する。

- 別表1(省略)に定める本校教育課程により、必修教科・科目の単位を含めて74単位以上を履修し修得していること
- 特別活動に30単位時間以上参加していること
- 他の高等学校の在学期間を通算して、高等学校の在学期間が3年以上であること
- 生徒納付金を完納していること

2 校長は、第23条第2項の規定により単位の修得を認定した生徒が、前項各号の要件を満たしたとき、留学を終了した時点において、学年の途中においても、卒業の認定及び単位の認定をすることができる。

### 第5章 教職員組織

(教職員組織)

第25条 本校に別表2(省略)の職員を置く。

### 第6章 生徒納付金

(生徒納付金)

第26条 生徒納付金は別表3に定めるとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。すでに納入した生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情ある場合は、その全額又は一部を返還する。

- 休学が全月に及ぶ者は、その月の納入は要しない。
- 特別の事情がある者は、別に定める納付金軽減の規定により納付金の減額は免除を受けることができる。

### 第7章 賞罰

(褒賞)

第27条 校長は、学業、人物等が優れており他の模範となる生徒に対し褒賞することができる。

(懲戒)

第28条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 懲戒は、訓告・謹慎・停学及び退学とし、校長がこれを行う。
- 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 正当な理由がなく出席が常でない者
  - 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 前項による懲戒手続きその他必要事項は別に定める。

### 第8章 寄宿舎

第29条 本校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

### 第9章 雑則

(施行細則)

第30条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附則

この学則は、令和6年4月12日(山都町による学則変更認可の日)から施行する。

※別表1及び別表2は省略。

別表3 生徒納付金(第26条関係)

	項目	費用	備考
検定料と入学金	入学試験検定料	10,000円	願書出願時
	入学金	30,000円	
授業料	授業料	13,668円 / 単位	※1
教育充実費(年額)	実験・実習費等	46,000円	年度途中で入学した場合も、左の金額が必要です。
	遠隔授業システム等利用費		
	図書費		
	生徒活動費(部活動費等) <p>保護者会費</p>		
施設充実費		40,000円	

※1 卒業まで最低74単位の修得及び特別活動の履修が必要です。